

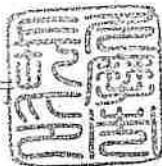


写

31多健保第1384号
令和元年11月21日

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井直毅 殿

多摩市長 阿部 裕行



多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15条）第2条に基づき諮問します。

記

1 濟問事項

令和2年度国民健康保険の保険税率を以下のとおり変更することについて、意見を求めます。

	医療分		後期支援分		介護分	
	所得割	均等割（円）	所得割	均等割（円）	所得割	均等割（円）
現行	5.27%	26,500	1.71%	11,000	1.52%	11,200
変更案	5.48%	27,600	1.78%	11,400	1.58%	11,600

2 濟問の趣旨

多摩市では、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、被保険者の健康の保持・増進、医療費の適正給付、法定外一般会計繰入金の削減など、保険者機能を強化する取組を進めており、保険税率等の見直しにあたっても、第2期運営指針により、指針の計画期間である平成30年度から令和5年度までの間は、「東京都から標準保険料率が毎年提示されることから、平成30年度以降は標準保険料率を参考に保険税率を毎年見直す。改定率は、前年度比4%増を基本とする」としています。

また、経済財政運営と改革の基本方針2019では、「法定外繰入等の解消について、国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに、保険者努力支援制度における加減算双方面でのインセンティブ措置を導入し、法定外繰入等の一人当たり額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す」としています。

現行保険税率と標準保険料率に大きな乖離があること、上記の状況などがあることを踏まえ、令和2年度保険税率等の見直しについて諮問するものです。

あわせて、国民健康保険は被保険者の年齢水準や医療費水準が高い一方、年金生活者、

非正規労働者、失業者などの低所得者の加入が多いことから、保険税収入が得られにくく、多額の法定外一般会計繰入に頼らざるを得ない厳しい運営状況となっています。また、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行していく中で、よりリスクの高い被保険者の割合が高まるなど、国保が抱える構造的な課題は多くあります。これら多くの課題を抱える国保制度の在り方についてもご議論いただき、ご意見をいただきたいと考えております。